霧島演習場関連公共用施設（スポーツ又はレクリエーションに関する施設：矢岳高原展望台撤去・更新工事）整備事業プロポーザル実施要項

１　目的

矢岳高原は、えびの市の北西部に位置し、昭和 41 年（1966 年）12 月 24 日に「矢岳高原県立自然公園」に指定されるなど、豊かな自然環境が保全されている地域である。

霧島連山を望み、眼下には広大な田園風景が広がるほか、気象条件が整った日には幻想的な雲海が現れるなど、雄大な眺望を誇る景勝地である。

また、豊かな自然を生かしたアウトドアアクティビティも盛んである。矢岳高原ベルトンオートキャンプ場では、雄大な自然に囲まれながらオートキャンプを楽しむことができるほか、トライアル大会が開催され、パラグライダーなどのアクティビティも行われている。こうした多彩なアウトドア体験が楽しめることから、「アウトドアシティえびの」を代表するフィールドの一つとなっている。

このほか、毎年開催される花火大会や正月の初日の出など、矢岳高原から望む景色を楽しみに訪れる人も多く、四季を通じて多くの人々に親しまれている。

こうした豊かな自然環境と優れた景観を保全するとともに、その魅力を活かして幅広い世代の交流・集客につなげることを目的として、平成 9 年（1997 年）に矢岳高原の整備が行われたものである。

しかし、建設から 30 年が経過した既設展望台は老朽化が進み、安心して利用することが困難な状況となっている。このため、本工事では既設展望台を新たな展望台に更新し、市民の憩いの場を創出するとともに、市外からの観光客の滞在時間の延伸を図り、地域のにぎわいの醸成につなげることを目的として再整備するものである。

また、展望台の選定については、限られた事業費を最大限に有効活用し、来訪者に喜ばれる創意工夫が凝らされた展望台等の設置を実現するため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案を募集し、評価・選定する公募型プロポーザル方式により実施する。

２　工事概要

（１）工事名

霧島演習場関連公共用施設（スポーツ又はレクリエーションに関する施設：矢岳高原展望台撤去・更新工事）整備事業

（２）発注方法

展望台等の製作及び施工を一括として、発注する製作・施工一括発注方式とする。

（３）工事の内容

ア　既設木製展望台等撤去（施工管理業務含む）及び撤去後の整地

イ　既設ベンチ一式の撤去及び撤去後の整地

ウ　展望台設置工事（土木・基礎含む）　一式

エ　安全施設設置工事（安全柵、注意看板等）　一式

※下記提案上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

（４）設置場所

県立自然公園矢岳高原　えびの市大字西川北崩ヶ尾 3011 イ林小班

（５）履行期間（工期）

契約締結日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

（６）提案上限金額

21,006,700 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば積極的な追加提案を求める。

※積算金額が上記金額を超える場合は失格とする。

（７）要求事項

企画提案にあたっては、本要領及び別記「発注者の要求水準」に従うこと。

３　受託候補者の決定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

４　日程（一部予定も含む）

契約の締結に至るまでの手続及び時期は次のとおりとする。

	実施内容	実施期間または期日
1	公募開始日	令和 8 年 10 月 7 日（水）
2	質問書の受付期間	令和 8 年 10 月 7 日（水）から 令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時まで
3	質問書に対する回答期限	令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時まで
4	参加申込み提出期間	令和 8 年 10 月 15 日(木)から 令和 8 年 10 月 22 日(木)午後 5 時まで
5	参加要件確認結果通知期限	令和 8 年 10 月 23 日（金）
6	企画提案書等の提出期限	令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時まで
7	プレゼンテーション（選定委員会）審査（予定）	令和 8 年 11 月 6 日（金）
8	審査結果の通知（予定）	令和 8 年 11 月 9 日（月）
9	契約の締結（予定）	令和 8 年 11 月 13 日（金）

５　参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件を満たしていること。

（１）　えびの市入札参加資格を有している者で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（２）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て

がなされていないこと。

（４） 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがいないこと。

（５） 租税等の滞納がないこと。

（６） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。

（７） 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

（８） 展望台等の製作・施工を実施することができる総合的な企画力、技術力を有し、補修・部品交換等のメンテナンスに迅速に対応可能な者であること。

（９） 過去 10 年間に、元請としての同種（製作、施工一括工事）の実績を有する者であること。

６．募集内容

（１）公募開始日

ア　令和 8 年 10 月 7 日（水）

（２）参加申込み

ア　申込み方法

参加表明書等（「（４）提出書類」の書類番号①～⑥、⑪）を期限内に提出する。

イ　参加申込み期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）から令和 8 年 10 月 22 日（木）午後 5 時まで

ウ　提出方法　持参又は郵送（配達記録郵便とする）

※持参の場合は、午前 9 時～午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（３）企画提案書

参加資格審査の上、企画提案書の提出要請を受けた事業者は下記のとおり企画提案書（「（４）提出書類」の書類番号⑦～⑩、⑫）を提出するものとする。

ア　提出期限　令和 8 年 10 月 30 日（金）午後 5 時まで

イ　提出場所　えびの市観光商工課　観光係

ウ　提出方法　持参又は郵送（配達記録郵便とする）

※持参の場合は、午前 9 時～午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

（４）提出書類の種類

№.	提出書類	留意事項	様式
①	参加表明書	提案者の代表者印を押印。	第 1 号
②	誓約書兼同意書	提案者の代表者印を押印。	第 2 号
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	・会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項および会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 2 条に規定	－

		する会社の場合。	
④	法人の登記簿謄本	・③以外の法人の場合。	―
⑤	納税証明書	―	―
⑥	事業者の業務経歴	・事業者がこれまで他自治体において同様の分野（本業務と類似の業務）業務を請け負った実績について記載すること。 ※記載案件ごとに実績が確認できる資料等を添付すること。ただし、過去 10 年間以内のものとすること。	任意
⑦	管理技術者及び担当技術者の業務実績調書	・資格証明書の写しを添付すること。 ・各者の代表的な業務実績を確認できる資料又は実績を証明し得る契約書等を添付すること（複写可）。	任意
⑧	業務実施体制調書	・本業務を担当する体制を記載すること。	任意
⑨	企画提案書	・企画提案書提出書（様式第 5 号）を表紙とし、提案者名（企業名、代表者）等を記載し、提案者が押印すること。 ・提案書の内容は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。 ・提案書は 1 者 1 提案とし、2 以上の提案書が提出された場合は失格とする。 ・業務の具体的な実施方針や実施手順、その考え方等を明確に記載すること。 ・作業計画について、図・表を用いるなど、分かりやすく記載すること。 ・実現性のある独自の提案など、アピールポイントを記載すること。 ※提出書類は、A4 判（縦・横は問わない）又はA3 判横サイズとし、A3 判を使用する場合は、A4 判に折り込むこと。 ただし、A3 判を使用した場合の枚数換算は 2 枚とする。 ※企画提案書には、下記（ア）から（キ）の項目を分かりやすく記載することとし、下記の順番に一部ずつ左上１か所をホチキス綴じとすること。背表紙、ファイル等を付加したものは不可とする。また、全体で２０枚以内とする。 ※文字サイズは 11 ポイント以上とすること。	第 5 号（表紙） その他（任意）

		※写真等の画像使用は可とする。 （ア）展望台等のテーマやコンセプト （イ）完成予想図（カラー刷り） （ウ）配置図・平面図・立面図 （エ）安全対策に関する配慮事項 （オ）維持管理計画 ※設置後の維持管理計画（定期的な点検事項、交換が必要な部材・部品、交換時期、費用等）及びアフターサービスについて記載 （カ）施工計画 ※製作、設置作業等、受注から竣工までの工程等を記載 （キ）その他提案事項	
⑩	見積書	・見積書には、見積り金額とその内訳を記載すること。 ・提案者の代表者印を押印すること。 ※内訳書（任意様式）を添付すること。 ※各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。	任意（Ａ4サイズ）
⑪	団体の概要書 （企業概要など）	・連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス）は必ず記載すること。	任意
⑫	協力会社調書	※予定されている場合のみ。	任意

（５）提出部数

上記①（様式第１号）、②（様式第２号）、③（商業登記簿謄本）、④（法人の登記簿謄本）、⑤（納税証明書）、⑥（事業者の業務経歴）、⑪（団体の概要書）は、1 部とする。その他の書類は、正本 1 部、副本 5 部とする。副本は、企業等の名称を一切記入しないこと。

（６）企画提案書等の著作権等の取り扱い

①企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。

②市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができる。

③市は、企画提案者から提出された企画提案書等については、受託候補者に選定された事業者等の事業者名、企画提案書提出書、事業者情報、企画提案書、見積書、その他提出書類等、全て原則公開となるほか、選定されなかった事業者についても、企画提案書提出書、事業者情報、その他提出書類等の書類は一部公開となる「えびの市情報公開条例（平成 12 年えびの市条例第 34 号）第 7 条各号に規定する非公開情報に該当する部分を除く。」による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

④企画提案者の知的財産等に係る内容等、企画提案者が非公開の取扱いを求める部分については、企画提案書提出の際にあらかじめ内容を特定して表明すること。

（７）提出先

「１５　担当部署及び関係書類等提出先」宛てに持参又は郵送（配達記録郵便とする）

※持参の場合は、午前 9 時～午後 5 時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

7　質問事項の受付

（1）本プロポーザル、本要領に関して質問がある場合は、質問書（様式を問わない）を提出する。

ア 提出方法　電子メールに限る。※質問書を送付した旨を電話連絡すること。

イ 受付期間　令和 8 年 10 月 7 日（水）から令和 8 年 10 月 14 日（水）午後 5 時まで

（２）質問に対する回答

全参加事業者に随時、電子メールにて回答する。

※最終回答は令和 8 年 10 月 15 日（木）午後 5 時までに行う。

（３）その他、留意事項

ア　質問及び質問に対する回答は、要求水準の追加又は修正事項とみなす。

イ　質問の内容が企画提案書の評価に関する内容である場合は回答しない場合がある。
また、質問の内容に有資格参加者を特定できる記載がある場合は回答しない。

8　参加要件確認結果通知

（1）参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

参加資格要件を満たすと認められるものに対しては、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに企画提案書提出要請書（様式第 3 号）により、企画提案書の提出を要請する。

参加資格要件を満たさないと認められるものに対しては、令和 8 年 10 月 23 日（金）までに参加要件確認結果通知書（様式第 4 号）により、その旨通知する。

なお、いずれの場合においても、電子メールにて前述の期日までに事前通知を行い、書類原本は後日郵送する。

9　審査

（1）プレゼンテーション（選定委員会）審査

参加事業者は、企画提案書に基づき、霧島演習場関連公共用施設（スポーツ又はレクリエーションに関する施設：矢岳高原展望台撤去・更新工事）整備事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し選定委員会において、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング（以下「プレゼン等」という。）をもとに総合的に評価し、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として選定するとともに、次順位 1 者を特定するものとする。

また、プロポーザルに参加しようとする者が 1 者でも審査を行い、最低基準点を満たしてい

れば受託候補者として特定する。

① 審 査 日　令和8年11月6日（金）
② 実施場所　えびの市役所　別棟1階　1－3･4会議室
③ 時間構成　所要時間：30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度）
④ 留意事項
ア　本工事の担当責任者を含む3名以内とする。
イ　プレゼン等の順番は企画提案書提出書等の提出順とする。
ウ　ヒアリングは、既に提出した提案内容を直接確認するために行うものであり、プレゼン時の追加資料の提出・配布は認めない。必要な資料は、必ず企画提案書として提出すること。
エ　企画提案書等を提出し、プレゼン等に参加しなかった場合は採点を行わない。
オ　プレゼン等は非公開とする。
カ　プレゼン等においては、パソコン等を用いたプレゼン等を行うことができる。なお、プロジェクター、スクリーン、ケーブルは本市で準備することとし、パソコン等その他必要な機器は提案者が用意すること。準備及び後片付けは制限時間内で行うこととする。
キ　プロジェクター等の映像等を使用する場合、その内容は既に提出された提案内容を補足したり、より理解しやすくしたりするものに限ることとし、新たな提案を加えたり、別の提案を加えたりしないこと。
ク　プレゼン等は本市が指定するWEB会議システム（Zoom）を使用しオンラインにて実施することも可能とする。なお、WEB会議参加に必要なすべての環境は提案者が用意すること。

（２）参加事業者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、事業者選定については選定委員会で決定するものとする。

（３）審査結果の通知
受託候補者を特定したときは、参加者全てに対し文書にて速やかに通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

（４）審査結果の公表
受託候補者を特定したときは、受託候補者名と参加者の評価点数（受託候補者以外の事業者名は「Ａ、Ｂ」等の記号により）を公表する。

１０　契約に関する基本事項
（１）契約の締結
受託候補者と本業務について協議を行い、内容について同意の上、本業務の仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号随意契約により契約を締結する。なお、受託候補者が辞退、その他の理由で契約できない

場合は、次点候補者と随意契約締結の交渉を行うものとする。

（２）契約保証金

要する。契約保障金は契約金額の 100 分の 10 とする。ただし、えびの市財務規則（昭和 47 年 3 月 15 日えびの市規則第 2 号）第 99 条第 2 項の規定に該当する場合は免除。

（３）契約書

要する。なお、当該工事に係る工期は契約締結から令和 9 年 3 月 12 日（金）までとする。

（４）業務完了報告書等

当該業務完了後に提出を要する。

（５）支払条件

えびの市工事請負契約約款に基づき、支払うものとする。

１１　無効又は失格

（11）失格事項

① 本実施要項５に定める参加資格要件を満たしていない場合

② 提出書類の提出方法、提出先、提出期限等が本要領に適合しない場合

③ 提出書類の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

④ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

⑤ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

⑥ 虚偽の内容が記載されている場合

⑦ 本プロポーザルに関して選定委員との接触があった者場合

⑧ 本実施要項９―（１）「①審査日」当日の出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼン等開始時刻に到着できなかった場合を除く。

⑨ 企画提案書の提出期限以後、契約締結日までに指名停止になったとき。

⑩ 見積書の金額が本実施要項２に記載した上限額を超過している場合

⑪ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

⑫ 提出書類等の提出から本業務の契約締結日までの間に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合

⑬ その他、選定委員会で協議の結果、不適当と認められた場合

１２　辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、選定委員会開催の前日までに辞退届を提出すること。

１３　審査項目および評価基準

参加者へのヒアリングの終了後、各委員が書類審査およびヒアリング確認事項に応じ、下記の「審査基準表」に参加者ごとの採点を記入する。

①評価基準および配点

評価項目	評価の視点	配点	評価点の算出方法
業務目的に関する理解度	①景観や環境負荷への配慮があり、自然との調和がとれている展望台になっているか。 ②利用者に配慮した計画（形状・色調・配置・材質）となっているか。 ③業務内容を理解し、現実的かつコンセプトに沿った提案内容か。 ④えびの市のシンボルとなるような独創的な展望台であるか。	40	評価項目に対する配点に、以下の評価係数を乗じて算出する。
安全対策	① 予期せぬケガ・事故等を未然に防ぐ安全対策が適切であるか。 ② 予期せぬ遊び方による危険への安全対策が適切であるか。 ③ 落下防止・防災・防犯などあらゆる事態を想定しているか。	20	
維持管理	① 劣化の低減・長寿命化・などに配慮した提案がなされているか。 ② 交換部品等の迅速かつ容易な調達、修繕の容易性等、メンテナンスに関する適切な提案がなされているか。 ③ 設置後の維持管理に関するアフターサービスについての提案が十分になされているか。	20	
施工計画	① 具体的な施工手順や施工方法、施工時の安全対策、周辺環境への配慮に関する提案がなされているか。 ② スケジュールの期間が無理なく現実的なものであるか。	10	
その他提案事項	① 事業費の範囲内で、積極的な追加提案が行われているか。	10	
合計（評価点/委員一人あたり）		100	

②評価方法

審査項目毎に、以下の評価基準により評点をつける。

・配点 10 点　A 10 点、B 7.5 点、C 5 点、D 2.5 点、E 0 点

・配点 5 点　A 5 点、B 3.75 点、C 2.5 点、D 1.25 点、E 0 点

③最低基準点の設定

受託候補者として選定されるための最低基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の 100 分の 60 とする。

（４）手順

①選定手順第１段階

次のⒶ、Ⓑ、Ⓒの全てを満たす参加者を受託候補者とする。

Ⓐ参加者の中で、総合計得点（委員全員の採点の合計点）が最も高い。

Ⓑ総合計得点が最低基準点以上

Ⓒ参加者の中で、最高得点をつけた委員数が最も多い。

※前記により決定をしない場合（Ⓐ、Ⓑ、Ⓒの全てを満たす参加者がいない場合）は、選定手順第２段階により選定する。

②選定手順第２段階

参加者ごとに、総合計得点から、委員採点のうち最高採点と最低採点を除いた得点（中間得点）が上位の参加者を受託候補者とする。

中間得点が同点の場合は、最高点をつけた委員数が最も多い参加者を受託候補者とする。

（５）審査結果通知

受託候補者を特定したときは、参加者すべてに対して文書にて速やかに通知する。

（６）審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、受託候補者と参加者の評価点数（受託候補者以外の事業者名は「Ａ、Ｂ」などの記号により公表する。）を公表する。

１４　その他留意事項

（１）本プロポーザルに係る提出物の作成、プレゼン等への出席等に係る費用など、応募に要した費用は企画提案者の負担とする。

（２）提出された書類等は、理由の如何を問わず返却しない。

（３）提出された企画提案書類等の著作権は、企画提案者に帰属する。

なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した企画提案者に帰属する。ただし、公募や選定に関わる公表をする場合、その他市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

（４）申請内容に特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる権利の侵害に係る責任はすべて企画提案者が負うこととする。

（５）提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。

（６）本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の提出期限以後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

（７）えびの市は特定された企画提案書の提案内容の全てを採用することを保証するものではない。

（８）えびの市は特定された技術提案の提案内容等の一部の変更を求める場合がある。

（９）現地確認は、応募者が必要に応じ適宜自由に行うこととし、確認にあたっての案内は行わない。

(10) 契約締結後、本要領に定める工事の要項及び参加資格要件に違反等があった場合、工事請負契約の全部又は一部を解除し、代金を支払わないこと、若しくは既に支払っている代金の全部又は一部を返還、又は損害賠償を求める場合がある。

１５　担当部署及び関係書類等提出先

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下 1292 番地

えびの市役所　観光商工課　観光係

電　話　0984-35-1114　ＦＡＸ　0984-35-0401

E-mail　kankoshoko@city.ebino.lg.jp